

25（ネオ）904

（原審 東京高等裁判所平成 24 年(ネ)第 7924 号）

（第 1 審 東京地方裁判所平成 22 年(ワ)第 15975 号，
平成 23 年(ワ)第 32118 号）

上告人 西村 肇

被上告人 鈴木 讓

平成 25 年 11 月 18 日

最高裁判所 御中

上告人 西村 肇

上告理由書

頭書事件につき、原審判決は憲法第 23 条の原則に抵触しているので、
下記のとおり上告理由を提出する。

目次

- 第 1 本件判決を憲法第 23 条にもとづいて検討するのに必要な
基礎的論考
- 第 2 本件に関する判決は次に示す諸点で憲法第 23 条の運用上
のルールに違反している
- 第 3 原審判決は基本的な諸点で憲法第 23 条の精神に従ってい
ない恐れがある
- 第 4 科学者間に意見の違いがある問題を裁判で取上げた場合、
取扱い方によっては科学の体系をゆがめる可能性とその
原因について
- 第 5 第 1 に憲法第 23 条の原則とその運用ルールから見て、
それに違反する原審判決は棄却されるべきである。第 2 に
憲法第 23 条の精神から生まれた科学者の信念を尊重し、
被上告人の上告人への名誉毀損提訴は却下されるべきである